

水道供給料金等水道需要者の負担に関する事項について

平成29年8月16日

岡山県西南水道企業団

水道供給料金等水道需要者の負担に関する事項について情報を掲載します。

1 現在の供給料金

区 分	内 容	根拠法令等
料金について	基本料金(責任水量制度等)はなし。従量(使用)料金のみ。 料金は1立方メートル当たり100円。	岡山県西南水道企業団給水条例第12条
料金の納期限等	料金は当月分を翌月末までに納入しなければならない。	同給水条例第13条

2 その他の負担に関する事項

区 分	内 容	根拠法令等
企業団の組織及び共同処理	企業団は、笠岡市、浅口市及び里庄町をもって組織する。 企業団は関係市町(浅口市にあつては、旧鴨方町及び旧寄島町の区域に限る。)における水道用水供給事業に関する事務を共同処理する。	岡山県西南水道企業団規約第2条 同規約第3条
経費の負担	企業団の経費は、事業の経営に伴う収入のほか、その他の収入をもってあて、なお不足するときは関係市町の分賦金をもってあてる。	同規約第13条
分賦金の徴収	関係市町に分賦金割合は計画給水量の割合とする。 ・笠岡市67.0%:40,000m ³ /日 ・浅口市23.0%:14,000m ³ /日 ・里庄町10.0%:6,000m ³ /日	岡山県西南水道企業団の分賦金の分賦割合及び徴収条例第2条
供給施設の設置	供給施設は、給水計画上必要と認める箇所に企業団が設置する。 受水者において、特別の事情により供給施設を新設等をする必要があるときは、企業長の許可を得て自己の負担において、これを新設等することができる。	岡山県西南水道企業団給水条例第4条1項 同給水条例第4条2項